

隠岐の島町景観計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、景観計画策定支援業務委託に係る契約の相手方の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選考（以下「プロポーザル選考」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名称：隠岐の島町景観計画策定支援業務
- (2) 業務区域：隠岐の島町全域
- (3) 業務内容：別紙「隠岐の島町景観計画策定支援業務仕様書」に定めるとおりとする。
- (4) 業務期間：契約締結の翌日から令和8年3月10日まで
- (5) 提案上限額：契約の上限額は次のとおりとする。（全て消費税及び地方消費税を含む。）

2年間で8,300千円以内とする。

なお、各年度の上限は以下のとおりとする。

令和6年度 4,100千円（全て消費税及び地方消費税を含む。）

令和7年度 4,200千円（全て消費税及び地方消費税を含む。）

3 事務局

隠岐の島町 都市計画課 都市計画係（担当：西尾、金井）

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2

電話番号 代表 08512-2-2111

直通 08512-2-8580

E-mail : toshikei@town.okinoshima.shimane.jp

4 参加資格要件等

本プロポーザルに参加できるものは、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 基本要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ② 令和6年度の隠岐の島町業務委託入札参加資格名簿に登録されている者であること。
- ③ 業務提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
- ④ 町税等隠岐の島町に納付すべきものに滞納がないこと。
- ⑤ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第25号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 隠岐の島町暴力団等排除措置要綱（平成24年3月22日制定）第3号別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。

- ⑧ プロポーザルに参加しようとする他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- ⑨ 島根県内に本支店または営業所を有する者であること。

（２）参加表明者に対する要件

① 配置予定技術者

- A 配置予定技術者は、技術提案書に記載された所属の企業に公告日の３か月以上前から常勤雇用されている者とする。
- B 管理技術者、照査技術者又は担当技術者は兼任してはならない。

② 配置予定技術者の資格

管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかの資格を有する(登録した)者とする。

- A 技術士（総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画）
- B 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- C RCCM（都市計画及び地方計画、建設環境）

5 失格要件

次のいずれかに該当するときは、失格となることがあります。

- （１）提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- （２）虚偽の内容が記載されている場合
- （３）その他本実施要領に違反すると認められる場合
- （４）審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- （５）選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- （６）契約を締結するまでの間に参加資格の資格要件を有しなくなった場合

6 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりであり、日程については変更、またはその他の理由により、プレゼンテーション及びヒアリングを中止する場合がある。

内 容	期限・締切日など
募集開始	令和６年７月８日（月）
質問書の提出期限	参加申込書：令和６年７月１８日（木）午後４時
	業務提案書：令和６年８月１６日（金）午後４時
質問書に対する回答期限	参加申込書：令和６年７月２２日（月）
	業務提案書：令和６年８月２０日（火）
参加申込書提出期間	令和６年７月２６日（金）午後４時
業務提案書提出者通知	令和６年８月５日（月）
業務提案書の提出期間	令和６年８月２３日（金）午後４時
プレゼンテーション及びヒアリング	令和６年９月下旬予定
審査結果通知	令和６年１０月上旬予定
委託契約締結	令和６年１０月中旬予定

※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する。

7 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロード

できる。

また、希望者には事務局より、電子データにて交付する。

(URL:<https://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

- (1) 公告文
- (2) 隠岐の島町景観計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領
- (3) 隠岐の島町景観計画策定支援業務仕様書
- (4) 参加申込書等作成要領
- (5) 様式集

8 プロポーザル手続きへの参加の辞退

本業務の発注者は、プロポーザル手続きへの参加を辞退するときは、辞退届を提出しなければならない。なお、プロポーザル手続きへの参加を辞退した者は、これを理由として、以後、不利益な取扱いを受けない。

9 質問及び回答

プロポーザル手続きに関する質問は、提出書類の作成に関する事項に限り、受け付けるものとし、審査及び評価に関する質問は、一切受け付けない。

- (1) 提出期限

【参加申込書等に関する質問】 令和6年7月18日（木）午後4時（必着）

【業務提案書に関する質問】 令和6年8月16日（金）午後4時（必着）

- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出書式 質問書（様式第6号）
- (4) 提出方法 電子メールにより行うこととし、持参、口頭又は FAX による質問は受け付けない。
なお、電子メールの表題は「隠岐の島町景観計画策定支援業務公募型プロポーザル質問書」として送信すること。

- (5) 回答期限

【参加申込書等に関する質問】 令和6年7月22日（月）

【業務提案書に関する質問】 令和6年8月20日（火）

- (6) 回答方法 電子メールにて回答する。

10 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和6年7月26日（金）午後4時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参または郵送（配達証明付書留郵便に限る。）
- (4) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式第1号）
 - ② 会社概要書（様式第2号）
 - ③ 隠岐の島町における業務委託受注実績書（様式第3号）
 - ④ 業務委託実績書（様式第4号）

- ⑤ 主要業務実績書（様式第 5 号）
 - ⑥ 手持ち業務量報告書（様式任意）
- （5）提出部数
- 原本 1 部、写し 1 部

1 1 業務提案書提出者の選定

提出された参加申込書類について、参加の資格及び条件を満たした者について審査を行い、業務提案書提出者を選定する。

選定結果は、令和 6 年 8 月 5 日（月）に、参加申込者全員に対し、電子メールにより通知する。

1 2 業務提案書等の提出

- （1）提出期限 令和 6 年 8 月 23 日（金）午後 4 時（必着）
- （2）提出場所 事務局
- （3）提出方法 持参または郵送（配達証明付書留郵便に限る。）
- （4）提出書類

① 業務提案書

業務仕様書を踏まえ、本業務に対する提案者の考え方、業務実施項目の実施方法等を求めるものであり、提案趣旨については、簡潔明瞭に示すものとする。

なお、業務仕様書は業務の流れ、本町が業務成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、提出者の技術提案の内容を制限するものではない。

ア 業務提案書は以下の内容について評価する。

（ア）業務実施方針

- ・実施方針は適切か
- ・各業務の実施体制、スケジュールは適切か

（イ）本町の現状を考慮した具体的提案

- ・本町の現状を考慮した課題解決に向けた検討及びが具体的に示されているか
- ・業務内容を十分理解し、実施手順、業務量の把握は適切か

（ウ）その他技術提案

- ・本件の仕様以外の技術提案がなされているか

イ 業務提案書は A4 縦片面印刷とし、文字サイズは 10.5 ポイント以上、枚数は表紙・目次を除き 10 ページ以内とする。ただし、A4 にて記載することが困難な場合は A3 にて作成し、A4 の大きさに折って綴じること。なお、A3 の 1 枚分は A4 の 2 ページ分とみなす。

ウ 提出部数は、原本 1 部、写し 6 部とする。

1 3 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書提出後、参加者から業務提案書類に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。なおプレゼン等に出席しない場合は、採点は行わない。

- （1）開催日 令和 6 年 9 月下旬予定
- （2）場所 隠岐の島町役場

- (3) 時間構成 発表時間 40 分程度
(プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 20 分程度)

(4) 留意事項

- ① プレゼン等には管理技術者の出席を必須とし、出席者は 3 名以内（パソコン操作員含む）とする。
- ② プレゼン等は非公開とし、出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。
- ③ プレゼンテーションは、参加者が提出した業務提案書（拡大したもの又はプロジェクター等を使用した拡大映像の使用も可）のみを使用することとし、新たな内容の資料提示は認めない。
- ④ プロジェクター及びスクリーンは用意するが、その他の機器は各自で用意すること。

1.4 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

- ① 参加申込書、業務提案書の審査、評価及び優先交渉権者の選定は、隠岐の島町景観計画策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。
- ② 本プロポーザルに関して、参加申込書及び業務提案書提出者が 1 名の場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- ③ 審査結果については、審査終了後、令和 6 年 10 月上旬頃にすべてのヒアリング実施選定者に対し、電子メールにより通知する。

(2) 審査委員会

	役職	氏名
委員長	隠岐の島町 総務課長	
委員	隠岐の島町 地域振興課長	
委員	隠岐の島町 農林水産課長	
委員	隠岐の島町 環境課長	
委員	隠岐の島町 建設課長	
委員	隠岐支庁県土整備局 維持管理部長	

(3) 審査基準

業務提案書等の評価基準は以下のとおりである。

評価項目		配点
法人の評価	企業の信頼性	30 点
	過去 5 年間の同種業務実績	
	隠岐の島町での業務実績	
配置予定技術者の評価	技術者の資格	65 点
	実務経験年数	
	過去 5 年間の同種又は類似業務実績	
業務提案書及びプレゼンテーション	業務実施方針	85 点
	本町の現状を考慮した具体的提案	
	その他の技術提案	
参考見積書	参考見積上限額を超えた場合は失格	20 点
合計		200 点

1 5 契約

(1) 契約締結予定日 令和6年10月中旬(予定)

(2) 契約の交渉

審査の結果、優先交渉権者と契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

- ① 審査後に本要領に定める要件を満たすことができなくなったとき
- ② 契約交渉が成立しないとき
- ③ 本契約の締結を辞退したとき
- ④ その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

1 6 業務委託の範囲

本業務の範囲は別紙仕様書を基本とするが、隠岐の島町の判断により契約締結時において、隠岐の島町と契約締結する事業者が業務提案書により行った追加提案等の内容を追加、変更できることとする。

1 7 その他留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルには参加できない。

- ① 必要書類を提出期限までに提出しない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 本件に関して不正又は公正さを欠く行為等があった場合

(2) 提出書類の記載内容に関する責任は提案者が負うものとする。

(3) 本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された書類の返却は行わない。

(5) 本要領に定めのない事項については、協議のうえ決定する。